

区分	要件	支援内容																											
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究地区内における、文化学術研究施設の新増設に係る償却資産、家屋及びその敷地である土地（関西文化学術研究都市の建設に関する計画の同意の日以後の取得で、取得後1年以内に建設着手） ・令和2年4月1日以降に県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者で、上記計画に従い新増設する投下固定資産額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） ※県の承認のみ必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の不均一課税 期間：3年間 <p>【適用税率】 初年度 0.14% 第2年度 0.467% 第3年度 0.933%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） ・期間：3年間 																											
補助金	<p>【サテライトオフィス等設置推進補助金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①奈良県内に本社及び事業所がない企業 ②3年以上継続して事業を行っており、従業員を5人以上雇用している企業 ③市が定義するIT・クリエイティブ系の事業や業務を実施するサテライトオフィス等を開設すること ④設置するサテライトオフィス等の面積が10㎡以上であり、3年以上操業を継続することが見込まれること ⑤市の企業誘致の広報に協力すること 	<p>【サテライトオフィス等設置推進補助金】※県優遇制度と併用可 企業がサテライトオフィス等を設置する際の施設整備経費、設備投資費、什器・機器導入費、求人活動費、賃借料（最大7か月分、共益費を含む。）の1/2を交付</p> <table border="1" data-bbox="696 647 1012 798"> <tr> <th>補助上限額</th> <th></th> </tr> <tr> <td>100㎡以上</td> <td>500万円※</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200万円※</td> </tr> <tr> <td>30㎡以上50㎡未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>10㎡以上30㎡未満</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合 30㎡以上→50万円 10㎡以上30㎡未満→30万円</p> <p>※本社を設置する場合は、本社設置加算100万円</p>	補助上限額		100㎡以上	500万円※	50㎡以上100㎡未満	200万円※	30㎡以上50㎡未満	100万円	10㎡以上30㎡未満	50万円																	
補助上限額																													
100㎡以上	500万円※																												
50㎡以上100㎡未満	200万円※																												
30㎡以上50㎡未満	100万円																												
10㎡以上30㎡未満	50万円																												
奨励金	<p>【産業用地開発促進奨励金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①奈良市の開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること ②奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること 	<p>【産業用地開発促進奨励金】 企業が操業を開始した区画面積に応じた奨励額×区画数を奨励金として交付</p> <table border="1" data-bbox="696 959 1026 1191"> <tr> <td>区画面積</td> <td>：</td> <td>奨励額</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>4,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>6,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>7,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>8,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>9,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>：</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	区画面積	：	奨励額	3,000㎡以上	：	300万円	4,000㎡以上	：	400万円	5,000㎡以上	：	500万円	6,000㎡以上	：	600万円	7,000㎡以上	：	700万円	8,000㎡以上	：	800万円	9,000㎡以上	：	900万円	10,000㎡以上	：	1,000万円
区画面積	：	奨励額																											
3,000㎡以上	：	300万円																											
4,000㎡以上	：	400万円																											
5,000㎡以上	：	500万円																											
6,000㎡以上	：	600万円																											
7,000㎡以上	：	700万円																											
8,000㎡以上	：	800万円																											
9,000㎡以上	：	900万円																											
10,000㎡以上	：	1,000万円																											
制度融資	<ol style="list-style-type: none"> (1) 奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること (2) 次のいずれかに該当すること 【中小企業事業資金、小規模企業小口事業資金】 個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在 ※（小規模企業小口資金のみ）全国小口零細企業保証制度の要件を満たすこと 【創業支援資金】 ①市内に居住 ②市内に事業所を有する（創業後5年未満）、または事業を行う具体的計画を有する ③創業関連について、「事業を行う具体的計画を有する」中小企業者においては「創業・再挑戦計画書」が必要 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 ①個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在 ②奈良市産業政策課が主催する中小企業支援事業の参加実績がある （詳細は奈良市ホームページにて確認） 【企業立地事業資金（認定枠）】 ①市内に事業所を有する ②奈良市と企業立地協定を締結した事業者とする （詳細は奈良市ホームページにて確認） (3) 市税を完納していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料の70%を市が負担 ※（認定枠）については市が100%負担 ・連帯保証人は原則不要（法人は原則として代表者のみ） 融資の種類と限度額 【中小企業事業資金】 1,500万円（利率：年1.5%以下） 【小規模企業小口事業資金】 1,000万円（利率：年1.0%以下） 【創業支援資金】 1,000万円（利率：年1.0%以下） 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 1,500万円（利率：年0.5%以下） 【企業立地事業資金（認定枠）】 1,000万円（利率：年0.5%以下） 																											